

新旧対照表

変 更 前	変 更 後
<p>3 構造改革特別区域の範囲 <u>飯塚市の一部の区域（旧飯塚市の全域）</u></p> <p>4 構造改革特別区域の特性 <省 略></p> <p>このような中、九州工業大学情報工学部の卒業生や留学生等による起業活動が活発に行われるなどIT関連産業の集積が進んできており、外国人研究者及び外国人情報処理技術者の活用や外国企業の進出、産学連携の推進、<u>情報処理技術者試験等の規制の特例を適用することにより、アジアビジネス拠点の一翼を担うIT関連内外企業の集積を加速することが可能な区域である。</u></p> <p>(1)情報関連(IT)産業を中心とする新産業創出に適した環境 <省 略></p> <p>なお、飯塚市は、人口比で県内一の理工系学生及び研究者（約5000人、人口比約<u>6%</u>）を誇っている。</p> <p>(2) <省 略></p> <p>(3)創業しやすい街 飯塚市においては近年、大学在学中あるいは卒業後ベンチャー企業を設立する動きが活発化してきており、現在、飯塚市には、九州工業大学卒業生（アジアを中心とした外国人留学生によるものを含む）等によるベンチャー企業約<u>40社</u>が設立されている。</p> <p>(4)～(5) <省 略></p> <p><省 略></p>	<p>3 構造改革特別区域の範囲 <u>飯塚市の全域</u></p> <p>4 構造改革特別区域の特性 <省 略></p> <p>このような中、九州工業大学情報工学部の卒業生や留学生等による起業活動が活発に行われるなどIT関連産業の集積が進んできており、外国人研究者及び外国人情報処理技術者の活用や外国企業の進出、産学連携の推進等の規制の特例を適用することにより、<u>アジアビジネス拠点の一翼を担うIT関連内外企業の集積を加速することが可能な区域である。</u></p> <p>(1)情報関連(IT)産業を中心とする新産業創出に適した環境 <省 略></p> <p>なお、飯塚市は、人口比で県内一の理工系学生及び研究者（約5000人、人口比約<u>4%</u>）を誇っている。</p> <p>(2) <省 略></p> <p>(3)創業しやすい街 飯塚市においては近年、大学在学中あるいは卒業後ベンチャー企業を設立する動きが活発化してきており、<u>平成18年8月</u>現在、飯塚市には、九州工業大学卒業生（アジアを中心とした外国人留学生によるものを含む）等によるベンチャー企業<u>55社</u>が設立されている。</p> <p>(4)～(5) <省 略></p> <p><省 略></p>

5 構造改革特別区域計画の意義

<省 略>

本計画は地域の発想と主体性の発揮により情報関連産業の振興を図るため、民間のIDC機能を併せ持つ中核インキュベーション施設である飯塚トライバレーセンターの整備やJAV A関連技術を核とする人材育成、研究開発プロジェクト等の推進にあたり、外国人研究者及び外国人情報処理技術者の活用、外国企業の進出、情報処理技術者試験等の分野の規制の特例を活用することにより産学連携を推進し、地域の活性化を図るものである。また、規制の特例の導入によるIT産業振興モデルを示すことにより、わが国の構造改革の推進に寄与するものと考えている。

<省 略>

6 構造改革特別区域計画の目標

<省 略>

このような地域特性を生かして、本計画は、トライバレー構想等の戦略的プロジェクトを加速するために、外国人研究者及び外国人情報処理技術者の受入れ促進、外国企業の進出促進並びに情報処理技術者試験に係る規制の特例を導入するとともに、福岡地域の九州大学等のIT分野の能力を活用するなど「福岡アジアビジネス特区」を推進する福岡市とも緊密な連携を図ることにより、情報（IT）関連産業振興の先進的モデル地域として、アジアにおける情報関連産業拠点の形成を目指すものである。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経

5 構造改革特別区域計画の意義

<省 略>

本計画は地域の発想と主体性の発揮により情報関連産業の振興を図るため、民間のIDC機能を併せ持つ中核インキュベーション施設である飯塚トライバレーセンターの整備やJAV A関連技術を核とする人材育成、研究開発プロジェクト等の推進にあたり、外国人研究者及び外国人情報処理技術者の活用、外国企業の進出等の分野の規制の特例を活用することにより産学連携を推進し、地域の活性化を図るものである。また、規制の特例の導入によるIT産業振興モデルを示すことにより、わが国の構造改革の推進に寄与するものと考えている。

<省 略>

6 構造改革特別区域計画の目標

<省 略>

このような地域特性を生かして、本計画は、トライバレー構想等の戦略的プロジェクトを加速するために、外国人研究者及び外国人情報処理技術者の受入れ促進並びに外国企業の進出促進に係る規制の特例を導入するとともに、福岡地域の九州大学等のIT分野の能力を活用するなど「福岡アジアビジネス特区」を推進する福岡市とも緊密な連携を図ることにより、情報（IT）関連産業振興の先進的モデル地域として、アジアにおける情報関連産業拠点の形成を目指すものである。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経

济的社会的影響

飯塚アジアIT特区においては、近年アジア出身の外国人ベンチャー企業や大学発ベンチャー企業を多数輩出している。今後「外国人研究者受入れ促進事業」、「外国人情報処理技術者受入れ促進事業」、「特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業」、「修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業」、「修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業」の特定事業及び関連事業を推進して、ベンチャー企業創出及び情報処理技術者の育成・集積を加速することにより、次の経済的、社会的効果が生じる。(以下、平成15年から5年間の推計)

<省略>

8 特定事業の名称

- 「外国人研究者受入れ促進事業」(501, 502, 503)
- 「特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業」(504)
- 「外国人情報処理技術者受入れ促進事業」(507)
- 「修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業」(1131(1143))
- 「修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業」(1132(1144))

9 構造改革特別区域において実施し又その実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) <省略>

济的社会的効果

飯塚アジアIT特区においては、近年アジア出身の外国人ベンチャー企業や大学発ベンチャー企業を多数輩出している。今後「外国人研究者受入れ促進事業」、「外国人情報処理技術者受入れ促進事業」、「特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業」、「地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業」の特定事業及び関連事業を推進して、ベンチャー企業創出を加速することにより、次の経済的、社会的効果が生じる。(以下、平成15年から5年間の推計)

<省略>

8 特定事業の名称

- 「外国人研究者受入れ促進事業」(501, 502, 503)
- 「特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業」(504)
- 「外国人情報処理技術者受入れ促進事業」(507)
- 「地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業」(512)

9 構造改革特別区域において実施し又その実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) <省略>

(2)九州工業大学インキュベーション施設の整備(トライバレーセンターと連携)

ハッチェリー機能(起業家育成機能)を併せ持つインキュベーション施設を九州工業大学情報工学部敷地内に整備(平成16年4月開業予定)

(3)ITビジネスモデル地区構想の推進(平成15年4月4日 総務省から地区指定済)

ITビジネスにとっての魅力的な環境を先行的に実施することにより、ITビジネスの集積を図り、ITビジネスの地域展開モデルの構築及びそれによる地域の活性化を図るため、福岡県及び福岡市と共同で平成15年度から各関連事業を実施予定。

具体的には、(株)福岡ソフトウェアセンター(第3セクター)の人材育成研修事業及び(株)麻生情報システムの高齢者、福祉対策のアプリケーションの開発を平成15年度から実施。

(4) <省略>

(5)フクオカベンチャーマーケット

<省略>

【実績・成果】

毎月20社がプレゼン

平成15年8月までに46回開催、延べ779社がプレゼン。

内訳：県内企業436社、県外企業306社、海外企業37社
(韓国19社、インド7社、香港6社、マレーシア2社、シンガポール1社、中国1社、米国1社)

平成15年7月までのプレゼン企業767社のうち、
商談及び商談中の企業 449社(65.1%)

(2)九州工業大学インキュベーション施設の整備(トライバレーセンターと連携)

ハッチェリー機能(起業家育成機能)を併せ持つインキュベーション施設を九州工業大学情報工学部敷地内に整備(平成16年4月開業)

(3)ITビジネスモデル地区構想の推進(平成15年4月4日 総務省から地区指定済)

ITビジネスにとっての魅力的な環境を先行的に実施することにより、ITビジネスの集積を図り、ITビジネスの地域展開モデルの構築及びそれによる地域の活性化を図るため、福岡県及び福岡市と共同で平成15年度から各関連事業を実施。

具体的には、(株)福岡ソフトウェアセンター(第3セクター)の人材育成研修事業及び(株)麻生情報システムの高齢者、福祉対策のアプリケーションの開発を平成15年度から平成17年度にかけて実施。

(4) <省略>

(5)フクオカベンチャーマーケット

<省略>

【実績・成果】

毎月10社がプレゼン

平成18年8月までに82回開催、延べ1220社がプレゼン。

内訳：県内企業675社、県外企業495社、海外企業50社
(韓国31社、インド7社、香港6社、マレーシア2社、シンガポール1社、中国1社、米国1社、イスラエル1社)

平成18年7月までのプレゼン企業1210社のうち、
・商談に至った企業 763社(63.1%)

(6)～(7) <省略>

・商談が成立した企業 204社(16.9%)

(6)～(7) <省略>

別紙

1 特定事業の名称

外国人研究者受入れ促進事業（501、502、503）

2 規制の特例措置を受けようとする者

<省略>

3 <省略>

4 特定事業の内容

(1) <省略>

分野名	機関名	施設名	所在地	概要
IT	国立大学 法人 九州工業 大学	情報工学部	飯塚市 大字川 津 680 - 1	知能情報工学 科、電子情報工 学科、 <u>制御シス テム工学科</u> 、 <u>機 械システム工 学科</u> 、 <u>生物化学 システム工学 科</u>
産業集 積関連	近畿大学	産業理工学部 経営コミュニケ ーション学科 (平成16年3 月31日まで経	飯塚市 大字柏 の森 11 - 6	経営・技術、産 業集積、国際ビ ジネス関連研 究

別紙

1 特定事業の名称

外国人研究者受入れ促進事業（501、502、503）

2 規制の特例措置の適用を受けようとする者

<省略>

3 <省略>

4 特定事業の内容

(1) <省略>

分野名	機関名	施設名	所在地	概要
IT	国立大学 法人 九州工業 大学	情報工学部	飯塚市 川津 680 - 1	知能情報工学 科、電子情報 工学科、 <u>シス テム創成情報 工学科</u> 、 <u>機械 情報工学科</u> 、 <u>生 命情報工学 科</u>
産業集 積関連	近畿大学	産業理工学部 経営コミュニケ ーション学科 (平成16年3 月31日まで経	飯塚市 柏の森 11 - 6	経営・技術、 産業集積、国 際ビジネス関 連研究

		営情報学科)		
I T		産業理工学部 電気通信工学 科、情報学科 (平成 16 年 3 月 31 日まで電 気情報工学科、 経営情報学科)		電気・電子、情 報通信、ソフト ウェア開発・設 計関連研究

(2) <省 略>

5 当該規制の特例措置の内容

(特区法 1 5 条 1 項 1 号及び 2 号に該当することを判断した根拠を
示す内容)

<省 略>

なお、近年、大学在学中あるいは卒業後ベンチャー企業を設立する動
きが活発化してきており、現在、九州工業大学卒業生 (アジアを中心と
した外国人留学生によるものを含む) 等によるベンチャー企業約 4 0 社
が設立されており、今後とも関連産業の集積は大いに期待できる。

<省 略>

		営情報学科)		
I T		産業理工学部 電気通信工学 科、情報学科 (平成 16 年 3 月 31 日まで電 気情報工学科、 経営情報学科)		電気・電子、 情報通信、ソ フトウェア開 発・設計関連 研究

(2) <省 略>

5 当該規制の特例措置の内容

(特区法 1 5 条 1 項 1 号及び 2 号に該当することを判断した根拠を
示す内容)

<省 略>

なお、近年、大学在学中あるいは卒業後ベンチャー企業を設立する動
きが活発化してきており、平成 1 8 年 8 月現在、九州工業大学卒業生 (ア
ジアを中心とした外国人留学生によるものを含む) 等によるベンチャー
企業 5 5 社が設立されており、今後とも関連産業の集積は大いに期待で
きる。

<省 略>

別 紙

1 特定事業の名称

特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（504）

2 規制の特例措置を受けようとする者

次の機関との契約に基づいて当該特区内に所在する施設又は当該特区内に所在する以下の事業所において「外国人研究者受入れ促進事業」又は「外国人情報処理技術者受入れ促進事業」に該当する外国人及びその配偶者又は子

<省 略>

3 <省 略>

4 特定事業の内容

(1) <省 略>

(外国人研究者受入れ促進事業)

機関名	施設名	所在地	概要	外国人の活動内容
国立大学 法人 九州工業	情報工学 部	飯塚市 大字川 津 680	知能情報工学 科、電子情報 工学科、制御	特定研究 活動 (当該外

別 紙

1 特定事業の名称

特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（504）

2 規制の特例措置の適用を受けようとする者

(1) 次の機関との契約に基づいて当該特区内に所在する施設又は当該特区内に所在する以下の事業所において「外国人研究者受入れ促進事業」又は「外国人情報処理技術者受入れ促進事業」に該当する外国人及びその配偶者又は子

<省 略>

(2) 当該特区内における「地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業」に該当する、当該特区内に支店等を開設又は勤務しようとする外国人

3 <省 略>

4 特定事業の内容

(1) <省 略>

(外国人研究者受入れ促進事業)

機関名	施設名	所在地	概要	外国人の活動内容
国立大学 法人 九州工業	情報工学 部	飯塚市 川 津 680 - 1	知能情報工学 科、電子情報 工学科、シス	特定研究 活動 (当該外

大学		- 1	<u>システム工学</u> <u>科、機械シス</u> <u>テム工学科、</u> <u>生物化学シス</u> <u>テム工学科</u>	国人の配偶者又は子としての活動を含む。)	大学			<u>テム創成情報</u> <u>工学科、機械</u> <u>情報工学科、</u> <u>生命情報工学</u> <u>科</u>	国人の配偶者又は子としての活動を含む。)
近畿大学	産業理工学部 経営コミュニケーション学科(平成16年3月31日まで経営情報学科)	飯塚市 大字柏 の森 11 - 6	経営・技術、 産業集積、国際ビジネス関連研究	特定研究活動 (当該外国人の配偶者又は子としての活動を含む。)	近畿大学	産業理工学部 経営コミュニケーション学科(平成16年3月31日まで経営情報学科)	飯塚市 柏の森 11 - 6	経営・技術、 産業集積、国際ビジネス関連研究	特定研究活動 (当該外国人の配偶者又は子としての活動を含む。)
	産業理工学部 電気通信工学科、情報学科(平成16年3月31日まで電気情報工学科、経営情報学科)		電気・電子、 情報通信、ソフトウェア開発・設計関連研究			産業理工学部 電気通信工学科、情報学科(平成16年3月31日まで電気情報工学科、経営情報学科)		電気・電子、 情報通信、ソフトウェア開発・設計関連研究	
(外国人情報処理技術者受入れ促進事業)					(外国人情報処理技術者受入れ促進事業)				
機関(事業所)名	機関(事業所)の概要	外国人の活動内容			機関(事業所)名	機関(事業所)の概要	外国人の活動内容		

有限会社マルテック (代表取締役社長 林維毅) (住所 飯塚市大字川津 216-1-105)	ソフトウェア開 発、ネットワー ク機器開発	特定情報処理活動 (当該外国人の配 偶者又は子として の活動を含む)
--	-----------------------------	---

有限会社マルテック (代表取締役社長 林維毅) (住所 飯塚市川津 216-1-105)	ソフトウェア開 発、ネットワー ク機器開発	特定情報処理活動 (当該外国人の配 偶者又は子として の活動を含む)
--	-----------------------------	---

(地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業)

機関名(所在地)	施設名	施設の概要	外国人の活動
国立大学法人 九州工業大学 (飯塚市川津 680-1)	九州工業大学 インキュベー ション施設	・インキュベーション ルーム 8室 (33~84㎡) ・プロジェクト研 究室 2室 (63㎡)	支店等の開設 又は勤務
株式会社 福岡ソフトウ ェアセンター (飯塚市幸袋 526-1)	福岡ソフトウ ェアセンター	・実践指導室 19室 (46.53 ~ 100.03㎡)	支店等の開設 又は勤務
有限会社 エースコーポ レーション (飯塚市幸袋 560-2)	I.B.Court (アイビーコ ート)	・オフィス 13室 (24.18 ~ 59.52㎡)	支店等の開設 又は勤務

(2) <省 略>

5 <省 略>

(2) <省 略>

5 <省 略>

別 紙

1 特定事業の名称

外国人情報処理技術者受入れ促進事業（507）

2 規制の特例措置を受けようとする者

<省 略>

3 <省 略>

4 特定事業の内容

（1）次に掲げる事業所において業務に従事する外国人情報処理技術者の受入の促進

事業所名	所在地	概 要
有限会社マルテック	飯塚市大字川津 216 - 1 - 105	ソフトウェア開発 ネットワーク機器開 発

（2） <省 略>

5 当該規制の特例措置の内容

（特区法第 22 条第 1 号及び 2 号に該当することを判断した根拠を示す内容）

一、 <省 略>

一方、近年、大学在学中あるいは卒業後ベンチャー企業を設立する動きが活発化してきており、現在、九州工業大学卒業生（ア

別 紙

1 特定事業の名称

外国人情報処理技術者受入れ促進事業（507）

2 規制の特例措置の適用を受けようとする者

<省 略>

3 <省 略>

4 特定事業の内容

（1）次に掲げる事業所において業務に従事する外国人情報処理技術者の受入の促進

事業所名	所在地	概 要
有限会社マルテック	飯塚市川津 216 - 1 - 105	ソフトウェア開発 ネットワーク機器開 発

（2） <省 略>

5 当該規制の特例措置の内容

（特区法第 22 条第 1 号及び 2 号に該当することを判断した根拠を示す内容）

一、 <省 略>

一方、近年、大学在学中あるいは卒業後ベンチャー企業を設立する動きが活発化してきており、平成 18 年 8 月現在、九州

ジアを中心とした外国人留学生によるものを含む)等によるベンチャー企業約40社が設立されており、今後とも関連産業の集積は大いに期待できる。

なお、これらの大学や関連研究施設と事業所の相互の連携を図り、飯塚トライバレー構想を推進するため、産学官をメンバーとした「飯塚トライバレー委員会」を設置し、産学官連携の強化に取り組んでおり、特区内の情報処理産業の発展が相当程度見込まれると判断される。

二. <省略>

工業大学卒業生(アジアを中心とした外国人留学生によるものを含む)等によるベンチャー企業55社が設立されており、今後とも関連産業の集積は大いに期待できる。

なお、これらの大学や関連研究施設と事業所の相互の連携を図り、飯塚トライバレー構想を推進するため、産学官をメンバーとした「飯塚トライバレー委員会」を設置し、産学官連携の強化に取り組んでおり、特区内の情報処理産業の発展が相当程度見込まれると判断される。

二. <省略>

<記 載 な し>

別 紙

1 特定事業の名称

地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業（512）

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

飯塚アジアIT特区内における「地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業」に該当する、当該特区内に支店等を開設又は勤務しようとする外国人

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区計画の認定後直ちに

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

飯塚アジアIT特区内における「地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業」に該当する、当該特区内に支店等を開設又は勤務しようとする外国人

(2) 事業が行われる区域

飯塚市の全域

(3) 事業の開始時期

特区計画認定の日から

(4) 事業により実現される行為

飯塚市では、飯塚トライバレー構想を掲げ、IT関連産業を中心とした新産業の創出をはじめ、アジア等との連携を視野に入れた産業クラスター化を推進しているところであり、飯塚市が助成の対象とするインキュベーション施設（下記（５）参照）において外国企業の受入れ施設として提供しており、外国企業がこれらの施設に進出の意向を示し、支店等の開設準備を行う場合に、その準備を行う外国人に対し、本邦における事業所としての拠点確保が確実であるとみなして、「企業内転勤」の在留資格に係る他の要件を満たすことを前提に、当該在留資格を付与することにより、外国企業が進出しやすい環境が整備される。

(5) 特定した施設の提供主体に関する情報

名称：九州工業大学 インキュベーション施設

特例措置の適用を希望する部分：インキュベーションルーム 計 8

室（8区画）

【1階フロア「3室（3区画）

…101、102、105号室」

2階フロア「5室（5区画）…2

01、202、203、204、

205号室」】

:プロジェクト研究室 計2室（2

区画）

【2階フロア「2室（2区画）…

206、207号室」】

所在地：〒820-8502 飯塚市川津 680-4

所有者：国立大学法人 九州工業大学

対象者： 本学での研究成果をもとに本学教員が積極的に関わって創業されたベンチャー企業 本学教員と共同研究を行う既存の研究開発型中小企業 本学教員の研究成果を移転され継続的に教員からの技術的支援を必要とする既存の研究開発型中小企業 等

名 称：福岡ソフトウェアセンター

特例措置の適用を希望する部分：実践指導室 計19室(19区画)

【2階フロア「10室(10区画) ... 201、202、203、204、205、206、207、208、209、210号室」、3階フロア「9室(9区画) ... 301、302、303、304、305、306、307、308、309号室」】

所在地：〒820-0066 飯塚市幸袋 526-1

所有者：株式会社 福岡ソフトウェアセンター【第3セクター】

<出資比率> ・国 38.20% ・県 14.33%
・市 14.33% ・民間 33.14%

対象者：ソフトウェア企業及びソフトウェア関連企業 ソフトウェアの研究・開発を行う企業及び団体、コンピュータのユーザー企業 本センター事業への協力企業及び団体

名 称：I.B.Court (アイ・ビー・コート)

特例措置の適用を希望する部分：オフィス 計13室(13区画)

【2階フロア「13室(13区画) ... 201、202、203、

204、205、206、207、
208、209、210、211、
212、213号室】

所在地：〒820-0066 飯塚市幸袋 560-2

所有者：有限会社 エースコーポレーション

対象者： IT 関連を中心とした中小ベンチャー企業 等

(6)特定した施設の入居者に対する助成等に関する情報

上記(5) ~ の施設については、飯塚市が助成等の支援を行う
インキュベーション施設と認定し、当該施設に入居するベンチャー企
業等については、飯塚市において以下の助成事業等を実施し、外国企
業の進出を促進するための支援体制を整備している。

飯塚市研究開発室使用料等助成

・目 的：独創的な技術等をもって新しい事業展開を図ろうとす
る方に、上記(5) ~ の施設等研究開発室の使用
料等を助成し、新産業の創出を推進し、地域産業の振
興を図る。

・対 象 者： 独創的な技術をもって起業する方 新技術・新製
品の開発又は新分野への進出に取り組む研究開発型
の中小企業者で創業5年以内の方

・助 成 額：使用料の2分の1以内(5万円/月 限度)
入居時敷金の2分の1以内(50万円 限度)

・助成期間：2年間

・提出資料：助成申請書、会社概要、入居契約書等の写し、市税納
税証明書、登記事項証明書(法人の場合)など

詳細については別添資料(「飯塚市研究開発室使用料等助成要綱」

及びその他)を参照。

経営コンサルタント及び専門家アドバイザー派遣事業

経営コンサルタント派遣事業

インキュベーション・マネージャーが相談窓口となり、下記の内容に関する支援を行うもの。

・創業支援 ・経営戦略構築支援 ・資金調達、企業提携に関する指導・支援 ・マーケティング指導 ・顧客ニーズ調査支援 ・投資家、事業パートナーとのマッチング ・その他経営全般

詳細については別添資料を参照。

専門家アドバイザー派遣事業

インキュベーション・マネージャーと連携し、下記の専門家による特許、財務、会社設立手続き、入国手続き等の専門的なアドバイスをを行うもの。

・社会保険労務士 ・税理士 ・行政書士

今後、司法書士、弁護士、弁理士等をアドバイザーとして順次確保する予定。

詳細については別添資料を参照。

(7)事業が開始されなかった場合の措置

事業が開始されなかった場合には、その状況を調査のうえ、入国管理局から指定された官署にその旨の報告書を提出するとともに、入国管理局と連携のうえ、当該外国企業に対し、帰国等に必要な協力をを行う。

規制の特例措置に該当することを判断した根拠

(1)外国企業(地方公共団体において、事業の実施が確実に当該事業の実施が特区内の産業発展等に資すると認める外国企業に限る。)が本邦において事業を行う拠点となる当該特区内の事業所の確保を支援するため、当該外国企業に対して当該特区内においてその事業の用に供する施設を地方公共団体が助成の対象として指定し又は地方公共団体等が転貸するための必要な措置が講じられていること。

飯塚市では、飯塚トライバレー構想を掲げ、産学官連携のもと新産業創出ビジョンを策定し“日本一創業しやすいまちづくり”を推進しているところであるが、これに応じて中国IT系ベンチャー企業である上海筑豊信息技术有限公司(本市にある九州工業大学情報工学部の中国人留学生が、帰国後、上海市にて起業)が、平成18年5月に飯塚市所有のインキュベーション施設「e-ZUKA トライバレーセンター」に進出し、市内外のパートナー企業等と連携し、具体的な事業を展開しているところである。上海筑豊信息技术有限公司は、上海市を中心とする中国IT関連企業約60社が属している“3WIN-CLUB”の役員をしており、平成18年度には当団体から12社を飯塚市に招へいし、飯塚市の投資環境の説明や地域産学官関係団体との交流を図ったところ、参加企業は飯塚市に大いに関心を示し、今後ますますの交流を深めていくこととなり、現在、各種情報交換を行っているところである。こうしたネットワークを通じて、飯塚市への誘致活動の強化を図っていくとともに、相互の産業交流を濃密なものとしていきたいと考えている。

このような状況の中、飯塚市では、4(5)に記載したインキュベーション施設については、4(6)に記載のとおり入居企業への研究開発室使用料等助成やインキュベーション・マネージャーを中心とし

た専門家アドバイザー派遣による会社設立などの法的手続きや経営戦略、財務・マーケティング、入国手続き等に関するサポートを行っており、福岡県においても海外企業進出に係る会社設立登記費用の一部を支援するなど、外国企業の進出を促進するための支援体制を整備している。

以上のことから、外国企業が事業の用に供するための施設を提供するための必要な措置を講じている。

[要件]

賃貸借が可能である施設が存在していること(ただし、居住することを前提とした施設等、事業所として継続的に事業を行っていくことが不適切であるものは除く。)

・九州工業大学インキュベーション施設は、インキュベーションルーム8室(プレインキュベーションルーム含む)・プロジェクト研究室2室を備え、現在インキュベーションルーム1室が空室。

・福岡ソフトウェアセンターは、実践指導室19室を備え、3室が空室。

・I.B.Court(アイビーコート)は、13室のオフィスを備え、3室が空室。

上記各施設について、賃貸借が可能である施設として指定する。

地方公共団体が当該施設を事業拠点として指定する場合に、あらかじめ、当該施設の所有者及び外国法人から、当該施設につき賃貸借契約を行う意思を記した契約書等を地方公共団体に提出させること。

各施設においては、助成の対象とした時点で、特定施設の賃貸借について意思確認ができており、別添のとおり誓約書も提出させて

いる。外国法人からの誓約書については、特定でき次第提出させる。また、外国法人からの誓約書の代わりに「規制の特例措置を受ける主体の特定の状況」を添付する。

本邦に入国後、当該賃貸借契約を行った場合には、当該外国企業は、速やかに地方公共団体を通じて契約書の写しを地方入国管理局へ提出すること。また、指定された施設を使用しない場合、又は使用することができなくなった場合においては、地方公共団体において代替となる施設を斡旋する等、事業所の創設を確実に担保することが可能となるような措置を講ずること。

外国企業が当該各施設と賃貸借契約を行った場合は、飯塚市に契約書の写しを提出させ、飯塚市から入国管理局に指定された官署に提出する。

なお、当該施設を使用することができなくなった場合における措置については、509事業で指定していた飯塚市が所有するe-ZUKA トライバレーセンター（飯塚市新産業創出支援センター：インキュベーションルーム5室が空室）及び福岡県が所有する飯塚研究開発センター（研究開発室15室が空室）を斡旋することとする。

本邦に入国後、3か月以内に事業所を設けて事業を開始することとし、地方公共団体は、当該事業の開始後1週間以内に地方入国管理局に報告を行うこと。

当該各施設と連携を図り、適宜状況を調査の上、指定された期日までに入国管理局から指定された官署に報告書を提出する。

当該期間内に事業を開始しない場合は、地方公共団体は、当該外国人の所在を確認の上、速やかに地方入国管理局に報告するとともに、当該外国人に対して帰国を求め、さらに、当該地方入国管理局の措置等により当該外国人が帰国することとなった場合においては、帰国旅費を調達するに必要な協力等、帰国するための協力をを行うこと。

当該外国企業が、所定期間内に事業を開始しない場合には、その状況を調査のうえ、入国管理局から指定された官署にその旨の報告書を提出するとともに、入国管理局と連携のうえ、当該外国企業に対し、帰国等に必要な協力をを行う。

(2)当該特区において、投資活動を行う外国企業が相当程度集積するものと見込まれること。

飯塚市は、石炭産業斜陽化後の長い低迷の時期を経験する中で、新産業創出に向けた取り組みの一環として、九州工業大学情報工学部、近畿大学産業理工学部、福岡県立飯塚研究開発センター、(株)福岡ソフトウェアセンター、松下電器産業(株)マルチメディア開発センター、近畿大学分子工学研究所ヘンケル先端技術リサーチセンター、米国スタンフォード大学言語情報研究センター飯塚分室、民間のインキュベーション施設である I.B.Court (アイ・ビー・コート)、飯塚市のインキュベーション施設である e-ZUKA トライバレーセンターなど、新産業創出の核となる学術・研究機関や産業支援機関等のインフラ整備を推進してきた。

また、その結果として、市の人口約13万5千人に対して、理工系の学生及び研究者が約5千人を数え、理工系人材の集積が進むとともに、「e-ZUKA トライバレー構想」のもと、ベンチャー支援、人材育成、産学連携等を積極的に推進してきた結果、新たに飯塚市で起業す

るベンチャーが年々増加し、平成18年8月現在では、55社のベンチャー（うちIT系は47社）が起業している。そうした中、九州工業大学発ベンチャー企業創出数は40社と、全国でも上位（第9位）にある。また、飯塚市では、日本人だけではなく、海外からの留学生もベンチャーを立ち上げている。例えば、（1）の中国をはじめ、マレーシア、インドネシア、ベトナムからの留学生は、それぞれ大学院卒業後に飯塚市で起業し、また、チュニジアからの留学生は大学院生時にベンチャーを起業し、卒業後も外国人研究者として特区制度を活用し、5年間の在留資格を得て、ベンチャー企業家として事業活動を行っている。更に、スリランカの留学生が、現在、ベンチャー企業立ち上げの準備を行っており、飯塚市では多くの留学生が起業し、飯塚市を拠点にビジネスを展開している。

これら飯塚市の新産業創出に向けたハード・ソフト両面のインフラ整備は、外国企業からも注目されており、特に、米国、英国、中国の企業からは、飯塚市を日本やアジアとのビジネス拠点、あるいは進出拠点の一つとして検討に値するとの話が聞かれるなど、存在をアピールしている。具体的には、飯塚市は、米国スタンフォード大学 CSLI と提携し、毎年シリコンバレーに経済ミッションや次世代を担う高校生を派遣しているなどの実績を持っている。また、英国サリー州ギルフォード市にも経済ミッション等を派遣するなど、海外との経済交流も活発に行っており、平成18年度においても米国シリコンバレー地域と上海市への経済ミッションを計画している。そうした状況の中、米国企業や英国企業から、飯塚市は日本やアジアにおけるビジネス拠点になり得るとの話が出ており、（1）で記載したとおり、九州工業大学情報工学部の中国人留学生が、卒業後、上海市でIT系ベンチャー企業を起業し、平成18年5月、日本におけるビジネス拠点として

本市に進出したところである。

これらの現状から、飯塚市に投資活動を行う外国企業が相当程度集積する可能性は、極めて高い。

(3) 当該特区において外国企業が集積することにより、当該外国企業が実施する事業が属する分野の産業の発展が相当程度見込まれること。

飯塚市は、新産業創出に向けた取り組みの一環として、地元九州工業大学情報工学部や近畿大学産業理工学部等の「知の資産」を核としたIT産業の集積（クラスター化）を推進しており、その実現に向けて「e-ZUKA トライバレー構想」のもと、ベンチャー支援や人材育成、産学連携等を積極的に展開している。その成果として、飯塚市で起業するIT系ベンチャーの数が年々増加し、平成18年8月現在、その数は55社にのぼるなど、飯塚市におけるIT産業の集積が徐々に進んできている。

一方、この飯塚市の目指す「IT産業の集積」という点で、世界的に成功している地域としては、米国のシリコンバレーや英国のテムズ・バレー、中国の中関村や上海市等が挙げられるが、飯塚市は、これらのいずれの国・地域とも交流があるため、今後、これらの国・地域から、技術力の高いIT系の企業が飯塚市に進出する可能性は高く、それら外国企業が飯塚市に集積した場合、飯塚市には、既にIT産業集積のためのハード・ソフト両面のインフラ整備がなされていること、また、IT系のベンチャーが多数存在し、今後とも、飯塚市でIT系ベンチャーが増加することが見込めることなどから、飯塚市におけるビジネス環境は整備されており、IT産業が発展することは明らかである。

別紙

1 特定事業の名称

修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を
免除する講座開設事業（1131（1143））

2～5 <省略>

<削除>

別 紙

1 特定事業の名称

修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設
事業 (1132 (1144))

2 ~ 5 < 省 略 >

< 削 除 >